

法人うま

表紙題字…愛媛県立川之江高等学校 書道部「西山和花」



「具定町319号線」 タカハシフォトスタジオ 高橋伸治氏



公益社団法人

宇摩法人会

春号

2025
第77号

広報誌

目次

令和6年度第3回理事会 ・第3回特別研修会・交流会……………1	女性部会新春研修会……………7
令和6年度社会貢献事業 四国中央市へ目録贈呈式 ・三島地区 幼稚園保育園 10 施設へ絵本寄贈 ・市内小中学校へ教育備品「ワイヤレスHDMI」寄贈 ・中曽根保育園へ絵本手渡し贈呈……………2	税務署からのお知らせ……………8～11
写真で見る法人会の活動……………3	コラム 「部下指導―「傾聴と共感」をお勧めします」……………12
令和6年度新規入会交流会……………4	法人会の事業案内……………13
令和6年度新入会員ご紹介……………5	四国中央市、発見!! 「美容サロン rendezvous」……………14
青年部会新春研修会……………6	会員の皆さん 「法人会への届出事項に変更はございませんか？」……………15
	編集後記 梅錦山川株式会社 池内 透 氏……………16

法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめぐるものの団体として

会員の積極的な自己啓発を

納税意識の向上と

企業経営および社会の

健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ

めざまし 企業の繁栄と社会への貢献(法人会)

令和6年度 第3回理事会を開催

宇摩法人会は3月26日、令和6年度第3回理事会をホテルグランフォーレに於いて開催しました。当会長 篠原聡一会長が挨拶のあと、議長となり、第1号議案「令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件」第2号議案「令和7年度第50回通常総会日程について」が上程され、それぞれ採決され、可決承認されました。



理事会風景



正副会長

なお、令和7年度の第50回通常総会は、5月28日（水）にホテルグランフォーレで開催することが決定いたしました。そのほか報告事項として、「業務執行理事の職務執行状況」についても事務局より報告しました。



第2回 特別研修会を開催

理事会終了後、ホテルグランフォーレに於いて、令和6年度第2回特別研修会を開催しました。講師に高松国税局 課税部 部長 小熊 哲一郎氏をお招きし、「税務雑感」と題してご講演いただきました。この特別研修会は、宇摩法人会税務研究会と共催で開催しています。参加者は大変興味深いお話に、熱心に耳を傾けていました。貴重なご講演をありがとうございました。



講演会風景



講師の小熊 哲一郎氏

令和6年度 三島地区 幼稚園保育園等へ絵本及び 市内小中学校へ「ワイヤレスHDMI」目録贈呈式

令和6年度 社会貢献事業の一貫として、三島地区の幼稚園・保育園等へ絵本及び市内小中学校へ「ワイヤレスHDMI」の目録贈呈式を行いました。

宇摩法人会では、四国中央市役所に相談し、毎年必要な教育備品を寄贈しています。

幼稚園・保育園への絵本贈呈は、チャリティーゴルフ大会及び講演会で皆さまからお預かりした募金により絵本等購入し、寄贈しています。

ご協力ありがとうございました。次年度以降も継続できるよう頑張っていきます。



篠原聡一会長より篠原実市長へ贈呈



記念撮影

中曽根保育園へ絵本を贈呈

宇摩法人会は、皆さんから集まった募金により、今年度は、三島地区幼稚園・保育園10園へ寄贈することとなり、1月28日、園を代表して中曽根保育園へ女性部会から直接手渡しで絵本を贈るため訪問しました。

部会長より挨拶の後、元気いっぱいな子供たちへ絵本を見てもらいました。園長先生より「大切に読ませていただきます」とお言葉をいただきました。

沢山の本を読むことで、色々なことに興味を持って成長してほしいと願っています。



写真で見る法人会の活動



税務署・法人会連絡会 (1/23)



総務委員会 (2/7)



正副会長会議 (2/7)



女性部会役員会 (3/6)



租税教室・三島東中学校 (3/11)



青年部会役員会 (3/19)



健康管理検査・三島地区 (2/13)



川之江地区 (2/20)



川之江地区 (2/27)

※今回の土居地区（長津公民館）は天候不良の為、中止とさせていただきました。

法人会のセミナー



所得税確定申告書作成研修会 (1/20)



決算期研修会 (2/5)

愛媛県下合同研修会



産業交流会 in 宇和島 (3/11)

令和6年度 新規入会者交流会を開催

2月28日、ホテルグランフォーレに於いて「新規入会者交流会」を開催し、3年間に新たに入会された方、他関係者の皆様36名の方にご出席頂きました。

宇摩法人会 篠原聡一会長、青年部会、女性部会、税務研究会の各部会長より歓迎の挨拶の後、新規入会の皆様には自己紹介、ワンスピーチPRなどおこなっていただきました。地元で活躍されている会社様同士で新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスになれば幸いです。多数のご参加をいただき、交流を深められました。

来年も開催予定ですので、沢山のご出席をお待ちしております。



香川証券(株)四国中央支店



(株)金建



税理士法人GRAP四国中央オフィス



(株)しのはら



ジョブプロジェクト(株)



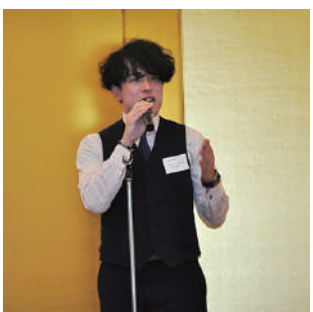
整体院VOICE



高岸工務店



(株)ねんりんサポート



メンズ脱毛 美容サロン rendezvous -ランデブー



森実タウンサービス(株)



交流会の様子

令和6年度 宇摩法人会新規入会会員のご紹介！

令和6年4月～令和6年12月末までの新会員の皆様です。
ご入会くださりありがとうございます。

事業所名	代表者名	所在地
株式会社afterglow	藤田 亮	四国中央市寒川町
合同会社アンバー	杉尾 頼久	四国中央市中之庄町
株式会社EIGRO	三谷栄吾郎	四国中央市三島金子
有限会社HSシステム	尾本 哲也	四国中央市中曾根町
有限会社江口建設	江口 信博	四国中央市土居町野田甲
有限会社SDコーポレーション	井原 巧	四国中央市中曾根町
愛媛第一アイビー化粧品販売株式会社	鈴木 茂	四国中央市三島宮川
お庭のお手入れ翔勇園	瀬戸丸勇介	四国中央市下柏町
株式会社カネジュウ水産	三好 正忠	四国中央市川之江町
カミ急送株式会社	篠原 知紀	四国中央市金生町下分
kalon	川上 弘樹	四国中央市土居町入野
株式会社金建	宇田 美保	四国中央市金生町下分
医療法人クリニック山崎	伊勢 昌弘	四国中央市川之江町
KSコピー印刷株式会社	森實 聞三	四国中央市村松町
株式会社ココ・カンパニー	高橋亜由美	四国中央市土居町入野
近藤建設工業有限会社	近藤 六二	四国中央市土居町中村
株式会社サニープレイス	今村 昭仁	四国中央市中曾根町
有限会社参鍋養豚	角川由加子	四国中央市金生町
有限会社シーアンドエー	河村 聖司	四国中央市豊岡町長田
株式会社しのはら	篠原 孝司	四国中央市土居町入野
商通株式会社	山内 朕	四国中央市土居町上野
瑞兆株式会社	長野 瑞輝	四国中央市三島紙屋町
株式会社ステップ	玉井 久孝	四国中央市土居町蕪崎
株式会社smells good company	高橋 将太	四国中央市三島中央
整体院志僊	梶崎 怜也	四国中央市金生町
整体院BUDDY	鈴木 悠太	四国中央市上柏町
整体VOICE	河村 和生	四国中央市中之庄町
ソアー美容室	西向 恵	四国中央市川之江町
高岸工務店	高岸 秀則	四国中央市妻島町
高野電機株式会社	高野 良太	四国中央市川之江町
たかはし電器商会株式会社	高橋 真仁	四国中央市村松町
ツカサ微研株式会社	角川 司	四国中央市金生町山田井
株式会社寺尾建築設計事務所	寺尾 保仁	四国中央市金生町下分
電テック株式会社	石村 敦	四国中央市金生町山田井
有限会社西川鉄筋	西川 雅彦	四国中央市中曾根町
日本エース株式会社	石村 真人	四国中央市川之江町
株式会社ねんりんサポート	鎌田三枝子	四国中央市中曾根町
ファミリーマート川之江上分店	藤田 典子	四国中央市金田町半田甲
株式会社プラスワン	齋藤 恭世	新居浜市船木甲
株式会社BOX-1	日野 孝祐	四国中央市川之江町
松木産業有限会社	松木 一之	四国中央市土居町入野
三好養魚場	三好 省三	四国中央市上分町
有限会社村上水道工業所	村上 親康	四国中央市寒川町
合同会社Reginnoys	曾我部 節	四国中央市土居町入野
ロケットうどん	高橋 啓二	四国中央市豊岡町大町

令和6年度 青年部会新春研修会を開催

青年部会は 2月27日、ホテルグランフォーレに於いて「青年部会新春研修会」を開催いたしました。はじめに、石川義浩部会長より挨拶があり、来賓である伊予三島税務署 真鍋泰昌署長よりお言葉をいただきました。

今回の研修では「税、これからの四国中央市について」と題して、「人口減少・少子化問題、予算について」「未来を考える視点をもつ市民を増やす活動について」「市の観光資源開発と流入人口の関係性について」をテーマに、四国中央市議会議員 吉田善三郎議員、横内博之議員、石津裕之議員、村上智子議員をパネリスト等としてお招きし開催しました。

ディスカッションでは、テーマごとに横内議員より現状説明をいただきその後3名の議員よりそれぞれのご意見をお聞きしました。

石川部会長の質問に対しても丁寧に回答いただき、今回のパネルディスカッションを通して、議員の方々のこの町を良くしたいという熱い思いが伝わるとともに、一人一人が四国中央市について考えることが大切だと改めて感じました。

研修には、青年部会員以外に法人会役員、女性部会、税務研究会役員も参加いただき、充実した研修会となりました。引き続き開催した交流会では、世代を超えて大いに盛り上がりました。



部会長 石川義浩挨拶



コーディネーター・パネリストの皆様



研修会の風景



交流会の様子

「脳の活性化、美しく健康に 歳を重ねるための美習慣」

講師 能力開発システム研究所 代表 木曾 千草氏
宇摩法人会女性部会新春研修会

宇摩法人会女性部会は26日、しこちゅ〜ホール会議室に於いて「新春研修会」を行ないました。はじめに石村道子部会長より挨拶があり、研修会では講師に能力開発システム研究所 代表 木曾千草先生をお迎えし、「脳の活性化、美しく健康に歳を重ねるための美習慣」と題してご講演いただきました。

木曾先生の前向きで明るく楽しいお話にどんどん引き込まれ、日々の美意識のお話や「よく笑う」ことの大切さ、女性が美しく見える立ち居振る舞い、ちょっとしたしぐさなどを教えていただき、参加者で体験しました。

参加された方は「今日のお話を会社を持ち帰り社員の皆で実践したい」と話されていました。

その後、木曾先生を囲んで「昼食会」を行い、親睦を深められ、終始笑いに包まれた懇親会となりました。



講師 木曾 千草氏



挨拶される石村道子部会長



研修会の様子



皆さんと楽しく「昼食会」

消費税の期限内納付のために インボイス発行事業者の方必見!

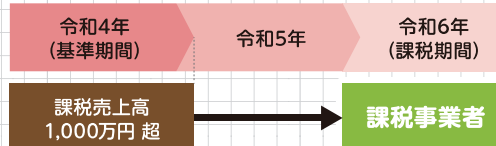
計画的な納税資金の積立てを!



Point 消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

Point 計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です!

予納ダイレクトとは

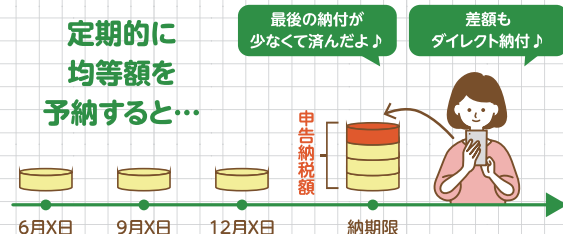
「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリット

●申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減

●延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。



詳しくは、
国税庁ホームページへ

「計画的な納税
(資金の積立て)を
検討されている方
(予納ダイレクト)」へ



計画的な納付で、
安心! 確実!



納税額・積立額の
目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

Point

インボイス発行事業者の方へ! 『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ

$$\text{売上げの消費税額} - (\text{売上げの消費税額} \times 80\%) = \text{売上税額の2割 納付する税額}$$

仕入れや経費の消費税額

●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7



※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間(10・11・12月分)の取引が申告の対象でしたが、令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
Tel0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧



選べる便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

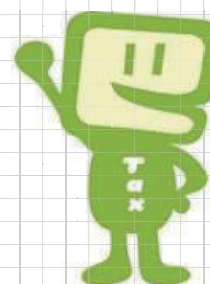
＼ 納付書不要で納付できます! /

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「OOPay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書の送付はありません。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁ホームページへ



R6.11

法人・個人事業者の皆様へ



電子取引データを適切に保存できていますか？



国税庁担当者

メールで受領した請求書の電子データを保存するようにしていますが、法令の要件にきちんと対応できているか不安で…

ご安心ください。電子帳簿保存法に則った電子取引データの保存方法を確認していきましょう！



経理担当者

そもそも といった電子取引データを保存する必要があるの??

取引に関して、書面でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（**注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など**）に相当する電子取引データを受領又は交付した場合、その電子取引データの電子保存が義務付けられています。



なるほど！保存が必要になるのは請求書だけではないんですね！

そのとおりです。次は電子取引データ保存のルールを見ていきましょう。



原則的な電子取引データ保存のルールは3つ！！

① 改ざん防止のための措置をとること

具体的には、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- タイムスタンプが付与されたデータを受領
- 受領したデータにタイムスタンプを付与
- 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- **改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け**

専用のシステムを導入しない方法もあります！

② 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること

③ 「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること

加えて、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- 日付又は金額での範囲指定検索・2つの要素を組み合わせた検索ができること
- 税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができること

注 「基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方」等は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、③の検索要件を満たす必要はありません。

我が社は②③の要件は満たしていますが、①の改ざん防止のための措置が不十分であることがわかりました。早速、事務処理規程の策定などを進めたいと思います。



よろしくお願いします。なお、①から③のいずれかに対応していない場合でも、対応までの間は猶予措置が設けられています。



原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置等は裏面へ ➡

原則的な保存ルール③の検索要件は簡易な方法による対応が可能です！！

保存した電子取引データについて「日付・金額・取引先」で検索をできるようにしておく必要がありますが、例えば次のような方法でも、③の検索要件を満たすことが可能です。

- i **表計算ソフト等で索引簿を作成し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法**

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書

- ii **規則性をもったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータを特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法**

 20240331_110000_(株)霞商店.pdf
 20240210_330000_国税工務店(株).msg
 20240228_330000_国税工務店(株).pdf
 20241217_220000_(株)霞商店.msg

原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置！！



原則的な保存ルールへの対応が間に合わない場合でも、次の(1)と(2)の両方を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です！

- (1) 原則的な保存ルールに従って**電子取引データを保存することができなかったことについて**、所轄税務署長が**相当の理由**があると認める場合

※ 事前届出は不要で、「**人手不足**」「**システム整備の資金不足**」「**システム整備が間に合わない**」なども相当の理由として認められます。

- (2) 税務調査の際に、
 ・ 電子取引データの**ダウンロードの求め**
 ・ 電子取引データを**プリントアウトした書面の提示・提出の求め**
にそれぞれ応じることができるようにしている場合

まずは、**電子取引データを消さずに保存する**ことが重要なんですね！



そのとおりです。これで電子取引データの保存はバッチリですね！



電子帳簿保存法への対応は、**業務のペーパーレス化・デジタル化につながり、業務の効率化も期待**できます！
 もっと詳しく知りたい方は、国税庁HPの「**電子帳簿等保存制度特設サイト**」にアクセスして説明動画やQ&Aをご覧ください。

こちらから
アクセス



部下指導－「傾聴と共感」をお勧めします

産業カウンセラー 柏木勇一

◆アドバイスには「毒」があることに注意

食品製造会社の営業マネジャーとして後進の育成に当たっている40代後半のAさんから「いやー参りました。良かれと思って注意しているんですが、うまくいきません」という相談を受けました。「このままでは入社3年目の若手との溝が広がっていくようで不安です」とも語りました。実際、Aさんはどうしていたのか。

顧客である卸売り先を増やすために、ターゲットとする会社のリストを渡して訪問営業を指示しました。しかし、3か月たっても契約は3件。会社が作成した説明書を渡すだけで、訪問先の担当者との会話はほとんどないことが分かったのです。「ダメじゃないか。そんなやり方なら素人でもできる。ちゃんと言葉で話さないと信頼してくれない。やり直しだ」といくつかアドバイスしました。若手社員はAさんの話をうつむきながら聞くだけで、翌日は出勤しませんでした。

Aさんには、若手育成のためのコミュニケーションに問題があることを指摘しました。アドバイスには「今のやり方ではダメ」というメッセージが背後にあり、相手を責める「毒」のような働きをしてしまう恐れがあることを伝えました。Aさんには、自分が入社した時代の上司からの叱咤（しった）激励が念頭にあったことが分かり、社会風土が変わった現代にはあまり通用しないことも指摘しました。

◆SNS時代、共感と傾聴が望まれています

Aさんは良かれと思ってアドバイスをしたのですが、部下との人間関係が築けない状態になりました。いま上司に求められるのは、「傾聴と共感」の姿勢です。なぜ成績を上げられなかったのか。自分の意見は控え、まず社員の話を聞き、うんうん、そうか、なるほど、と対応することが求められている時代です。私はあなたの話を聞いていますよ、というメッセージを出している対応です。うなずきやあいづちを入れて構いません。むしろぜひ心がけてください。「上司は私の話を聞いてくれた。よかった」と部下も受けとめるでしょう。お互いが分かり合える関係になった段階で、アドバイスが効果的になります。

傾聴と受容と共感は、カウンセリングの基本です。アメリカの心理学者カール・ロジャーズが提唱したロジャーズの3原則があります。それは①共感的傾聴、②無条件の肯定的関心、③自己一致です。①は相手の気持ちをくみとって聞くことに集中する姿勢です。②は相手の話を善悪の評価、否定もしないで聞き、なぜそう考えるようになったのか、その背景に肯定的関心を持って対応することです。③自己一致とは、話が分かりにくい時は分かりにくいと伝え、真意を確認することをいいます。分からないことをそのままにしておく、心の触れ合いは生まれません。相手に対しても自分に対しても真摯（しんし）な態度で聞いてください。職場の上司はカウンセラーではありませんが、この精神を理解し、部下指導に当たることを心がけていただきたいと思います。職場では①だけでも十分でしょう。

SNS時代を背景に、今回は人間関係の処方箋として、カウンセリングマインドと呼ばれるコミュニケーション技法を説明しました。職場の同僚と話し合って会社にふさわしい対応を考えていくよう、Aさんにも伝えました。

今後の行事予定

年月日	事業名	場 所
7. 4. 2	第416回税務署・法人会連絡会	宇摩法人会事務局
7. 4. 4	第1回決算期・消費税研修会	川之江ふれあい交流センター
7. 4. 9	四国中央市内 小学校入学式 女性部会より パンジー贈呈	市内小学校 20校
7. 4. 15	第1回総務委員会	宇摩法人会事務局
7. 4. 15	第1回正副会長会議	(株)紙業会館役員室
7. 4. 16	税務研究会第1回役員会	宇摩法人会事務局
7. 4. 17	青年部会第320回役員会	宇摩法人会事務局
7. 4. 24	令和7年度第1回理事会	ホテルグランフォーレ
7. 5. 7	愛媛県連理事会	ホテルマイステイズ松山
7. 5. 28	第50回通常総会	ホテルグランフォーレ
7. 5. 28	臨時理事会	ホテルグランフォーレ
7. 6. 3	青年部会第43回定時会員会議	ホテルグランフォーレ
7. 6. 5	女性部会第31回定時会員会議	ホテルグランフォーレ
7. 6. 18	愛媛県連通常総会	リジェール松山

宇摩法人会へ未加入の事業所様を ぜひご紹介ください！

宇摩法人会は、公平で健全な税制実現のため、毎年税制改正に関する要望書を作成し、四国中央市長、市議会議長等への陳情活動を行うとともに、四国中央市内の小中学生への租税教育を積極的に進めています。

社会貢献活動では、チャリティ講演会の実施、募金活動による市内幼稚園等への絵本贈呈、昨年はフードドライブも実施し、市内の子ども食堂等へ提供しています。

また、ご加入いただけますと、人間ドックをはじめ、健康管理検査を法人会会員価格でご利用いただける他、会員に特化した福利厚生制度の活用、各種セミナー等へご参加いただけます。ぜひ、法人会活動にご賛同いただける事業所様をご紹介しますようお願いいたします。

お問合せ先：公益社団法人宇摩法人会事務局 0896-24-7468まで



～大切な人に逢う前に、もうワンランク素敵になった私～
メンズ特化型サロン「ランデブー」

毛母脱毛をぶっ壊す

世間の認識は医療脱毛＝永久脱毛、美容脱毛＝また生えてくる。との図式が出来ており、医療脱毛の方が効果が高い！と認識されているかと思います。この認識は半分正解で半分不正解です。美容脱毛は効果がない！と言われることもあります。医療も美容も施術に使用するエネルギーはあまり変わりません。なぜなら、『非常に高いエネルギーを人体に当てると、事故(痕が残る火傷)が発生』したりする場合があります。また何より痛いです。脱毛に必要なエネルギーは美容脱毛機器でも十二分に出せております。

日本において実は『永久脱毛の定義』は存在しません！皆様がよく聞く永久脱毛は、アメリカでの定義であり、FDA(日本でいう厚労省)はレーザーを3回照射して半年後に67%の毛が減っていたら永久脱毛としています。要は全身脱毛をしていて、仮にヒゲだけが残っていたとしても毛が67%減っていれば、『はい、貴方は永久脱毛出来ましたよー！』となるわけです。これって皆様のイメージと乖離していませんか？また、我々の身体は新陳代謝で生まれ変わっていて、数年後にポツツと新たに毛が生えて来ることもあります。今ある毛は無くせますが、将来新たな細胞から生えて来る毛は残念ながら無くせません。コンプライアンス遵守の時代背景もあり、現在は医療脱毛でも『除毛』『減毛』と表記したりもしております。

また美容脱毛においても施術方法を工夫するだけで、医療脱毛と遜色ない効果を出すことも可能です。機械の性能×施術者の技能の融合で安全に最大限の効果を引き出せます。もちろん万が一の事態に備え保険会社様と弁護士様とも契約しておりますので、安心して脱毛施術を受けられます。

人の印象の80%は見た目で決まります。また、身なりを整えるか否かで生涯賃金格差が2700万円も変わるといった論文もあります。ランデブーでは一人でも多くの男性をカッコよくし、仕事、恋愛などで成功を収めて欲しい。その様な想いからメンズ脱毛専門店として四国中央市にて事業を開始しました。今回は特別にオトクな体験価格にてご提案致します。

【初回お試しクーポン】

カウンセリング＋ヘッドマッサージ(15分) 0円

顔脱毛 5,500円

腕脱毛セット 5,500円
(腕上・肘下・手背・手根)

脚脱毛セット 6,600円
(股上・股下・膝下・膝上)

全身(顔あり・VIOあり) 11,000円

全身(顔あり・VIOなし) 9,900円

VIOセット 4,400円

TEL 070-8997-3087 受付時間18時～22時

愛媛県四国中央市川之江町2267-1 三木ビル川高前601号室

●四国中央市より徒歩10分
●三木ビル川高前より徒歩5分

JR 川之江駅

●フジ川之江店

●愛媛県立川之江高

●四国中央病院

〒799-0101
愛媛県四国中央市川之江町2267-1
三木ビル川高前601号室



メンズ脱毛 美容サロン rendezvous -ランデブー president 石村 貴志(経産省所管 JEPA 認定美容ライト脱毛エステティシャン)

会員の皆さん

法人会への届出事項に変更はございませんか？

（公社）宇摩法人会では、全会員皆様方の最新データ管理を行っております。
会員各位におかれまして下記主要事項に変更がございましたら、お手数をおかけしますが、
FAX・メールにてご提出ください。 FAX：0896-24-8475 E-mail：umaho@cosmostv.jp

変 更 届

令和 年 月 日

公益社団法人 宇摩法人会
会長 篠原 聡一 殿

今般、入会申込書に記載した下記主要事項に変更がありましたので、
お届けいたします。

記

届出事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
事業所名		
フリガナ		
代表者名		
所 在 地	〒 ー	〒 ー
T E L		
F A X		
E-mail		
口座名義人		
口座番号		
資本金額		
決 算 月		
関与税理士名		

法 人 名

代表者名

印

編集後記

広報委員 池内 透

(梅錦山川株式会社)

前任者から引継ぎをしまして、あっという間の1年となりました。今回、このような機会を頂戴しましたので、日本酒業界のお話をさせて頂きたいと思います。

日本時間の2024年12月5日に日本の「伝統的酒造り」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。無形文化遺産登録は国内では「能楽」「人形浄瑠璃文楽」「歌舞伎」、2013年に登録された「和食 日本人の伝統的な食文化」など22件になるそうです。

日本酒は海外で評価が高まっている一方で、高齢化、健康志向などで、国内では消費量や製造量も減少傾向にあります。このような環境の中でのユネスコの無形文化遺産登録が皆様に日本酒に興味を持っていただけるきっかけになるのではと期待しています。

500年以上前に原型が確立した日本の「伝統的酒造り」は米や麦などを蒸す、麴（こうじ）を作る、もろみを発酵させるなどの伝統的に培われてきた技術が各地の風土に応じて発展し、自然や気候と深く結びつきながら伝承されてきました。こうして製造されるお酒は儀式や祭礼行事などにも使用され、日本文化で不可欠な役割を果たしてきました。日本文化の発展に寄与してきた事が世界に認められたという事実は日本酒業界に携わってきた者として大変、嬉しく思っています。

「伝統的酒造り」は日本酒だけではなく焼酎、泡盛も対象となります。ここで日本酒の酒造りのメカニズムを説明したいと思います。日本酒の酒造りは米の中心部（心白）に含まれるデンプンがこうじ菌によって糖分（ブドウ糖）に変化し、糖分が酵母（こうば）によって アルコールと炭酸ガスに変化するという化学反応が同時に行われています。ひとつのタンクの中で二つの化学反応が同時に発生しているという酒造りは世界でも珍しいとされています。約2週間のタンク内での発酵行程が終わりますと液体と固体に分離される行程になります。それが「搾り」の作業で原酒と酒粕になります。

「伝統的酒造り」のユネスコの無形文化遺産登録、間もなく開幕する大阪万博などでも日本酒が話題に出てくると思います。少しでも日本酒の美味しさ、面白さ、奥深さを皆様に気付いて頂ければ幸いです。春から夏にかけては冷用で、秋の大祭でも日本酒をお願い致します。



広報委員会

2025.3.6

令和7年4月発行

第77号（春号）

発行者

公益社団法人 宇摩法人会
広報委員会

四国中央市三島宮川4丁目6番55号
伊予三島商工会館 3F

☎：24-7468 F A X：24-8475

✉ E-mail：umaho@cosmostv.jp



がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト



保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート (*1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査 (*2)、**診断前の通院、**
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの**不安や悩みを傾聴し、**
適切にサポートします。

(*1) アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ (<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>) をご確認ください。

(*2) 所定の支払事由に該当した場合

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。



法人会会員のみなさまに

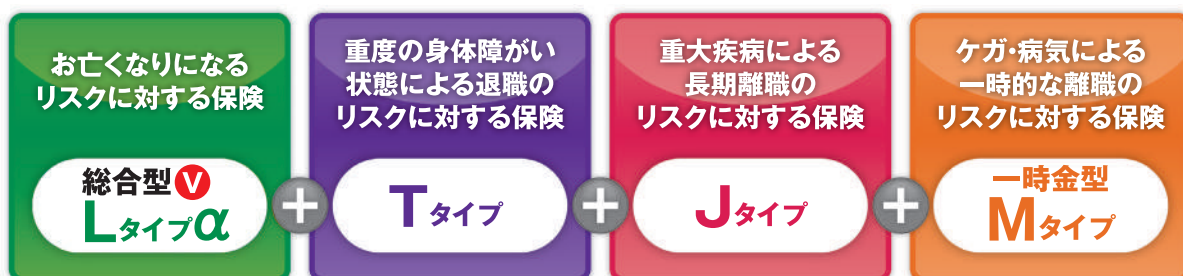
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。
さらに、2019年7月から総合型 V Lタイプ α を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 V Lタイプ α ：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）と
AIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

一時金型 Mタイプ：大同生命の無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

松山支社 今治営業所/
愛媛県今治市旭町2-3-20(今治商工会議所4F)
TEL 0898-32-0027

AIG AIG損害保険株式会社

愛媛支店/
愛媛県松山市三番町4-8-11(AIG松山ビル)
TEL 089-946-3815

F-2023-0005(2023年5月16日)
23-073010 2023-05